

# 木材利用促進法に係る内装制限の緩和措置

## 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件

平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1439 号

(原文)

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条第 1 項第一号ロ及び同条第 4 項第二号の規定に基づき、難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを次のように定める。

**第 1** 建築基準法施行令第 129 条第 1 項第一号ロ及び同条第 4 項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

- 一 天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げにあっては、準不燃材料ですること。
- 二 壁の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げにあっては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維板(これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。)又は木材等及び難燃材料ですること。

**第 2** 建築基準法施行令第 129 条第 1 項第一号ロ及び同条第 4 項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、第 1 第二号の木材等に係る仕上げの部分に次に定めるところによりすることとする。ただし、実験によって防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。
- 二 木材等の取付方法は、次のイ又はロのいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが 25mm 以上である場合においては、この限りでない。
  - イ 木材等の厚さが 10mm 以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材(それぞれ相互の間隔が 1m 以内に配置されたものに限る。)に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。
  - ロ 木材等の厚さが 10mm 未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

附則 (抄)

平成 4 年建設省告示第 548 号は、廃止する。